

# 青森県報

第三千八百十号

平成二十一年  
十二月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

青森県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程を廃止する規程……………  
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………  
 (農村整備課) ……一  
 (経 理 課) ……一

### 公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………  
 建設業者の許可の取消し……………  
 (水産振興課) ……二  
 (東青地局) ……四  
 (県民局) ……四  
 同 ……四  
 同 ……四

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……………  
 同 ……  
 (中南地域局) ……五  
 (県民局) ……五  
 (三八地域局) ……五  
 (県民局) ……五

### 人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………  
 人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………  
 (職 員 課) ……五  
 同 ……六  
 同 ……六

### 公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………  
 (病院局) ……七  
 (経営企画室) ……七

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… ( 同 ) ……八

## 告 示

青森県告示第八百二十四号

青森県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程を廃止する規程

青森県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程(昭和三十二年一月

青森県告示第二十二号)は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第八百二十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

はまなす農業協同組合川内支所 むつ市川内町川内  
 はまなす農業協同組合脇野沢支 むつ市脇野沢渡向

を削る。

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四十七条の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年一月九日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成19年において、生産量が25万8千トンで全国第4位、生産額が567億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。  
しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成21年4月～平成22年3月	若干
まめじ	平成21年1月～12月	若干
まいわし	平成21年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月～平成22年6月	若干
するめいか	平成21年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成22年4月～平成23年3月	若干
まめじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

(注) 平成22年のすけとうだら、まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まめじ】  
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】  
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】  
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】  
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業(第1種漁業))	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成22年5月1日から平成22年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成22年5月1日から平成22年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社前田工務店

二 代表者の氏名 前田 明賢

三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野三六〇の三

四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第九〇三七号

五 取消年月日 平成二十一年十一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

石、鋼構造物、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十一月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工藤住建

二 代表者の氏名 工藤 勝美

三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田八〇六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一二〇七二号

五 取消年月日 平成二十一年十一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十一月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十八日

中南地域県民局長 佐藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	三上源一郎	弘前市大字番館字長田二四の一	平成三・三三
"	三上 千俊	" 字山辺一七の一	"

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	小泉 功	三戸郡南部町大字小泉字小泉二二の一	平成三・六三〇

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給

又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお、従前の例によることとする。

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則  
 人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。  
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(一)の適用を受ける者（第4条関係）

職員の区分	号給	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
再任用職員	1から	4まで	2,900円	3,100円	6,200円	9,900円
	5から	8まで	3,000	3,300	6,400	10,100
	9から	12まで	3,100	3,500	6,700	10,400
	13から	16まで	3,200	3,600	7,100	10,600
	17から	20まで	3,400	3,800	7,400	10,800
	21から	24まで	3,600	4,100	7,600	11,000
	25から	28まで	3,800	4,200	7,900	11,200
	29から	32まで	3,900	4,400	8,100	11,300
	33から	36まで	4,100	4,600	8,300	11,500
	37から	40まで	4,300	4,800	8,600	11,700
	41から	44まで	4,500	5,100	8,700	
	45から	48まで	4,600	5,400	9,000	
	49から	52まで	4,800	5,600	9,200	
	53から	56まで	4,900	6,000	9,400	
再任用職員以外	57から	60まで	5,100	6,300	9,700	
	61から	64まで	5,300	6,500	9,900	
	65から	68まで	5,400	6,900	10,100	
	69から	72まで	5,600	7,200	10,200	
	73から	76まで	5,700	7,500	10,400	
	77から	80まで	5,900	7,700	10,600	
	81から	84まで	6,000	7,900	10,700	
	85から	88まで	6,100	8,100	10,800	
	89から	92まで	6,300	8,300	10,900	
	93から	96まで	6,400	8,500	11,100	
	97から	100まで	6,500	8,700		
	101から	104まで	6,600	8,900		
	105から	108まで	6,700	9,100		
	109から	112まで	6,700	9,300		
職員	113から	116まで	6,800	9,400		
	117から	120まで	6,900	9,600		
	121から	124まで	6,900	9,700		
	125から	128まで	7,000	9,800		
	129から	132まで		10,000		
	133から	136まで		10,100		
	137から	144まで		10,200		
再任用職員	145から	148まで		10,300		
	149		4,600	5,600	7,400	9,400

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第4条関係)

再任用職員	職員の区分	職務の級				
		号給	1級	2級	3級	4級
	1から	4まで	2,900円	3,600円	7,400円	9,900円
	5から	8まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9から	12まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13から	16まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17から	20まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21から	24まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25から	28まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29から	32まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33から	36まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37から	40まで	4,300	5,600	9,400	11,700
	41から	44まで	4,500	6,000	9,700	
	45から	48まで	4,600	6,300	9,900	
	49から	52まで	4,800	6,500	10,100	
	53から	56まで	4,900	6,900	10,200	
	57から	60まで	5,100	7,200	10,400	
	61から	64まで	5,300	7,500	10,600	
	65から	68まで	5,400	7,700	10,700	
	69から	72まで	5,600	7,900	10,800	
	73から	76まで	5,700	8,100	10,900	
	77から	80まで	5,900	8,300	11,100	
	81から	84まで	6,000	8,500		
	85から	88まで	6,100	8,700		
	89から	92まで	6,300	8,900		
	93から	96まで	6,400	9,100		
	97から	100まで	6,500	9,300		
	101から	104まで	6,600	9,400		
	105から	108まで	6,700	9,600		
	109から	112まで	6,700	9,700		
	113から	116まで	6,800	9,800		
	117から	120まで	6,900	10,000		
	121から	124まで	6,900	10,100		
	125から	128まで	7,000	10,200		
	129から	132まで	7,100	10,200		
	133から	136まで	7,200	10,300		
	137から	140まで	7,200	10,400		
	141から	144まで	7,300			
	145から	148まで	7,400			
	149から	153まで	7,500			
			4,600	5,600	7,400	9,400

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「脳神経センター」の下に、「糖尿病センター」を加え、同条第二項中「泌尿器科」の下に「耳鼻咽喉科・頭頸部外科」を加え、「及び緩和医療科」を「緩和医療科、歯科及び歯科口腔外科」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「糖尿病ユニット、内分泌内科」及び「皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科」を削り、「リハビリテーション科、歯科及び歯科口腔外科」を「及びリハビリテーション科」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 糖尿病センターに内分泌内科、皮膚科及び眼科を置く。

別表第一 中央病院の項中

がん診療センター	センター長、科に部長、副部長及び技師長
循環器センター	センター長、科に部長及び副部長
脳神経センター	センター長、科並びにユニットに部長及び副部長

を

総合周産期 母子医療セ ンター	センター長、部長、副部長
特定診療部 門	部門長、ユニット並びに科に部長、副部長及び技師

がん診療セ ンター	センター長、副センター長、科に部長、副部長及び技師長
循環器セン ター	センター長、副センター長、科に部長及び副部長
脳神経セン ター	センター長、副センター長、科並びにユニットに部長及び副部長
糖尿病セン ター	センター長、副センター長、科に部長及び副部長
総合周産期 母子医療セ ンター	センター長、副センター長、部長、副部長
特定診療部 門	部門長、科に部長、副部長及び技師長

に改め、別表

第二室長の項の次に次のように加える。

副センター 長	当該センターのセンター長を補佐し、その事務を整理する。
------------	-----------------------------

附 則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

青森県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十号

青森県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員との給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

十号）の一部を次のように改正する。

別表第五の病院局医療職給料表（一）が適用される職員の表中

中央病院の科、部及びユニットの長  
中央病院の総合周産期母子医療センター長

を

中央病院の糖尿病センター及び総合周産期母子医療センターの長  
中央病院の副センター長並びに科、部及びユニットの長

に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭